

青森県報

第八百九十九号

令和七年
四月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………
がらん生活習慣病対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………
同……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………
同……………二
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………
高齢福祉保険課……………二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………
同……………三
- 特定行為業務の登録……………
障が課……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………
同……………三
- 道路の区域の変更……………
道路課……………三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………
水産事務所……………四
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………
農村整備課……………四
- 都市計画公聴会の開催……………
都市計画課……………五

教育委員会

○ 県文化財の指定……………
(文化課財)……………六

告 示

青森県告示第二百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
訪問看護ステーションあいかぜ	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三一の四七	令和七・三・二

青森県告示第二百六十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	指 定 日
区 分	氏 名	を 行 う 医 療 機 関	診 療 科 名	年 月 日

難病指定	難病指定
福岡 侑	百田 匡毅
つがる西北 五広域連合 つがる総合 病院	むつ総合病 院
五所川原市宇岩 木町一二の三	むつ市小川町一 丁目二の八
耳鼻咽喉科	泌尿器科
七・三・一八	令和 七・三・二三

青森県告示第百六十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	定難病指 医	指定医 の区分
太佐々木 洸	速水 史郎	速水 史郎	速水 史郎	氏 名
恵社団法 会青森人 院慈	都心療 市会青森 院新	病つが 院五広 つがる る総合 病院	院康人 青安立 森全者 災機健 病構	名 称
青森市大 字安田 一字近 野一四 六の	青森市石 江三丁 目一	五所川 原市宇 岩木町 一二の 三	八戸市 大字白 銀町字 南ケ丘 一	所 在 地
合外 診科 療科 総	科総合 診療	原血消 病液化 内科内 膠器	科消化 器内	担当 する 診療 科名
七・二・一		令和 六・四・一		変 更 日 月 年

青森県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社 東北産業	社会福 祉法人 桜木	社会福 祉法人 桜木	株式会社 ズリブ ライ	社会福 祉法人 北光	さくら 貝株式 会社	氏名 又は 名称	指定居 宅サー ビス事 業者
三戸郡 五戸町 大字 平一 の八 六五	むつ市 中央二 丁目一 三の一 五	むつ市 中央二 丁目一 三の一 五	八戸市 大字妙 字桶屋 平九の 六〇	南津軽 郡大鰐 町大字 九の二	弘前市 大字桜 ケ丘一 丁目八 の三	主たる 事務所 の住所 所在地 又は住 所の所 在	
訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護	訪問介 護	通所介 護	訪問介 護	居宅サ ービス の種類	
訪問介 護のサ ービス	訪問介 護のサ ービス	訪問介 護のサ ービス	訪問介 護のサ ービス	訪問介 護のサ ービス	訪問介 護のサ ービス	居宅サ ービス 事業を 行おう とする 事業所	
三戸郡 五戸町 大字 苗代 沢三 の六 五三	むつ市 大湊新 町三〇 の一〇	むつ市 大湊新 町三〇 の一〇	三戸郡 階上町 大字 蒼前西 二丁目 九の八 八	南津軽 郡大鰐 町大字 湯野川 原七の 二	弘前市 大字桜 ケ丘一 丁目八 の三		
七・三・二五	〃	七・二・二二	七・二・二七	七・二・二五	令和 七・三・二九	廃止の 届出日 年	
〃	〃	〃	〃	〃	令和 七・三・三二	廃止の 届出日 年	

青森県告示第二百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	氏名又は名称 主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届出の年月日	廃止の年月日
社会福祉法人 桜木会	むつ市中央二丁目一三の一五	介護訪問入浴介護	訪問入浴サービス 桜木	令和七・三・三	令和七・三・三
	むつ市大湊新町三〇の一〇				

青森県告示第二百六十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所	業務開始年月日	備考

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間

〇三〇〇〇〇〇四	令和七・三・三	青森県	青森市長 島一丁目一	青森県立 八戸第二 養護学校	八戸市大 字松館字 水野平二九	令和七・四・一
----------	---------	-----	------------	----------------	-----------------	---------

青森県告示第二百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定辞退年月日
スーパーストア調剤薬局	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四	令和七・三・二

青森県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和七年五月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
前	一〇・七・六五メートルから	九四・七一メートル	

1	国道 二七九号	下北郡風間浦村大字易国間字二夕川一二の二から 下北郡風間浦村大字易国間字二夕川四の二まで	後	七・五五メートルから 一・六一メートルまで	九四・七一メートル
			後	一五・〇〇メートルから 一四・五五メートルまで	九六・二二メートル

青森県告示第二百七十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項 発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
白糠	下北郡東通村大字白糠字赤平六七四の二 山田 晃 下北郡東通村大字白糠字老部八 相内 里見 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓二	令和七年四月 九日から同月 二十三日まで	白糠漁業協 同組合
小田野 沢	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五 の四〇三 二本柳 勝 下北郡東通村大字小田野沢字北向四三の 一六 二本柳 年信	〃	小田野沢漁 業協同組合

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、大川平地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 土地改良事業計画書の写し
 - 三 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 令和七年四月十日から同月三十日まで
- 青森県庁農村整備課ウェブページ

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定によりむつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和七年四月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 開催の日時

令和七年五月八日 午後二時から

二 開催の場所

青森県むつ合同庁舎新館二階中会議室

むつ市中央一丁目一の八

三 案件

むつ都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、むつ市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和七年四月二十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

むつ市都市計画課 むつ市中央一丁目八の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 道路に追加される区域

むつ市大字田名部字赤川ノ内並木の一部ほか

2 道路から除かれる区域

むつ市大字田名部字赤川ノ内並木の一部ほか

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

むつ市都市計画課

2 閲覧期間

令和七年四月十日から同月二十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

むつ都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人

住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第八号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項及び第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県無形民俗文化財に指定する。

令和七年四月九日

青森県教育委員会

一 県重宝に指定するもの

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	木造天部立像	一 軀	八戸市大字是川字中居一八の二	宗教法人清水寺

二 県無形民俗文化財に指定するもの

種 別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
県無形民俗文化財	栗山太神楽	むつ市栗山町	栗山太神楽保存会

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭
------------------------------------	---	--------------------------------